

反障害通信

25. 4. 3

169号

「延命処置」を問うということ

2000年代の後半くらいからでしょうか？ 病院や「福祉施設」を利用するにあたって、「延命処置をしますか？」という質問事項に、「する、しない」のどちらかに○をつける書類が家族に渡されるようになりました。母がデイサービスやショートステイで使う施設の書類が、母が施設から帰ってきたときに、付添の施設の職員のひとから渡されるようになっていたのです。本人の意志というよりは、家族と本人の合同の意志という脈絡です。名目は、「緊急時にどう処置するか判らず困るから」という話です。「「する」に○しとくよ」と言って、次回の利用のときに鞆のなかにその書類をいれておいたのですが。

「延命処置」を問うということの意図は？

その意図は何か？ ということを考えてみると、過度な医療の反省とかで、自己決定権の尊重とか、という理由もあり、また福祉・医療関係の予算の削減ということが見え隠れしていました。どうも判らないのです。そもそも医療の本来の意図は救命と痛みの除去にあるはずです。そこで「「延命処置」を問う」ということをする意味が分からないのです。個人の思想や宗教的趣旨で、「延命」がいやだというならば、病院にかからないとか、痛みの除去だけにして欲しいと、本人から意志表示しておけばいいだけです。それを病院側や施設側で意志表示を求めることが間違っているのです。予算云々の話につなげると、そもそも施設や病院の存在の否定になりかねません。

「延命処置」の中身は何か？

医療でもそういう話がでたときに、一度医者にこちら側から「「延命処置」って何を指すのですか？」と訊きました。そしたら、「人工呼吸器をつける」とか「心臓マッサージで肋骨が折れてもいいから、圧迫救命するとか」という話です。何か、「しない」ということに誘導しているような答えです。これは、母が喉に食べものをつまらせて、救急搬送されたときに、ICUの二人の医者から、「助かる確率は半々です。延命処置しますか」と訊かれた話にもつながります。何とそのとき「しないことを勧めます」とまで言い出すのです。何で、助かる確率が半々で、「しないことを勧めます」という恐ろしい話になるのか、そもそも医療の否定ではないかと思いました。それでも、看護のひとから「大丈夫ですよ、二・三日で一般病棟移れます」という話のオチまでついていたのですが。この話は、母はその後救急車に乗って搬送されることになるのですが、そのたびに「延命処置」を問われることに続きます。一度は、「もう助かりません。兄弟を呼んでください。延命処置をしますか、しませんか」と訊かれました。しかも医者でなく看護の病棟責任者から。看護サイドの見立ての方が的確だからと、「しない」を承認して、兄妹たちも呼んだのですが、しばらくしたら血中酸素も血圧ももどりました。しばらく点滴もしないままだったのですが、つけるように言おうとしたら、病院側で点滴を始めました。で、その後も、その「しない」の記述は残っていたようです。母は病院をレスパイト的に使い、また何度かの救急入院で

入っていましたが、一度血中酸素が 80 まで下がったことがあり、吸引をすると上がるので何度か吸引をしていたら、看護のひとが来たのですが、わたしが引き続きやっていたら、一度ナースステーションまで戻って行って、また戻って来て、「何でも吸引すると苦しいだけです」と言ってきます。これは、「延命処置をしない」の記述を確認しに行ったのだとピンとききました。その後、朝早く病院にいくと看護のひとから、「夜中に血中酸素が 40 くらいまで下がったのですが、吸引していたら戻りました」とかの話もあったりして、最初の「もう助からない」から 2ヶ月余生きました。

「延命処置」を「しない」ということの意味は？

わたしは、そもそも「延命処置をしますか、しませんか」と訊かれて家族が「しません」と答える意味が分からないというか、ぞっとする思いを抱くのです。社会学者の上野千鶴子さんが、かつて介護保険制度を評価していた時代に、「高齢者が介護保険制度を使って老後生きようとするときの障害は家族だ」というような話をしていました。要するに、「もう用済みだし、お金がかかるし、相続するお金があれば減らないように早く死んでほしい」という意味にしか受け取れません。しかも、本人のいないところで、家族に訊くという事態に進んでいます。しかも、延命処置の問題は更に拡がり、脳死臓器移植の問題でも家族の同意だけで本人の意思がなくても進む事態になっています。家族は当人と利害相反なのです。家族に訊くということはゆるされないことです。

この話は、自民党の「憲法改正法案」の家族条項で家族を大切にすることというのを織り込もうとすることへの疑問にもつながります。旧統一教会が家族の大切さを主張する一方で寄付の強要で家族崩壊を招いていたことと同じような構図です。

それとも家父長制的なところで高齢者の尊重を言い、資本主義的家族の崩壊を封建制度の復活で阻止しようというのでしょうか？ 資本主義を否定して封建制度を復活させるなど可能なのでしょうか？

「延命処置」を問うということの更なる進行

そもそも「延命処置」を問うということ自体が医療保険の点数にカウントされているようなのです。さらに、延命処置のひとつと数えられていた「胃瘻」についても、その除去が医療の点数に組み入れられるなど、どんどん「延命処置をしない」という方向への誘導が進んでいます。そのことは、公立福生病院事件——医者が透析をしている患者に「透析をしない」という選択肢を示し、患者がそれに同意し、その同じ病院に救急搬送をされてきた患者が透析の再開を希望していたにもかかわらず、透析をしないとした過去の意思を「尊重」させて死に至らしめた事件——という医療が「死への誘導」をしてきていることにも現れています。医療費の削減ということが、医療の意味の全く真逆の「死への誘い」という事態に進んできています。

そのことは、かつては病院に救急で運ばれてきてときになされる無条件の点滴処置も「延命処置」の項目に入ってきている事態になっているようです。

わたしは母を看取って介護の反省のためもあって「高齢者介護を軸にした」民間の会社の介護講習を受けたのですが、そのなかで、介護の実務者講習を受ける生徒（すなわち、もう介護職についているひとが多い）で、「自分が当事者になったら、「延命処置」をしますか？」と問われて 8割のひとが「しない」という応える事態になっていることを知りま

した。

そもそも介護の理念自体が崩壊しているのです。

まとめ

そもそも「延命処置をしますか、しませんか」という問い自体が間違えているのです。もし、個人の意見の尊重をいうのなら、個別具体的に、何々をしますか、しませんかという問いをなすことです。そして、そもそも医療費削減というところで、政府が死への誘いというようなところで動いていること事態をきちん批判し、そのようなことを許さない運動を進めていくことが必要になっていると思っています。

(み)

(「反差別原論」への断章) (99) としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 169 号」アップ(25/4/3)
- ◆「反差別資料室C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、今年5月の末に1年余ぶりにリアップしました。
- ◆メインホームページ「反障害－反差別研究会のHP」のIV. F [廣松ノート] <http://www.taica.info/hiromatunote.html> に『物象化論の構図』をアップしました。
- ◆「反差別資料室C」で、「B.「反差別原論」断章」に掲載していた原稿の内、反原発・反核問題に關説している論考を重複させて、「E.反原発・反核」にも掲載しました。最初の () 内数字が、「E.反原発・反核」の通し番号、次の(8)以降の () 内数字が、「B.「反差別原論」断章」の通し番号です。ちなみに、最後の数字は、所収している「反障害通信」の号数です。

読書メモ

連載中の [廣松ノート (7)] は『存在と意味』の9回目と白井聡さんの本5冊目『武器としての「資本論」』。

たわしの読書メモ・・ブログ 691 [廣松ノート] (7)

- ・廣松渉『存在と意味1—事的世界観の定礎』岩波書店 1982 (9)

第二篇 省察的世界の問題構制

第三章 認識の間主観的妥当性と客観的妥当性

第三節 間主観的妥当と真理

(この節の問題設定—長い標題) 「認識の真理性とは一般に客観的妥当性の謂いであると了解されており、「意識対象—意識内容—意識作用」の三項図式を前提としつつ、伝統的には、意識対象と照合的に合致する意識内容が真理(真なる認識)であるものと思念されてきた。しかしながら、われわれの見地からいえば、認識の「客観的妥当性」とは意識内容と意識対象との直接的な照合的合致性の謂いではない。判断的成態と対象的事象との照合的一致・

不一致が真理・虚偽の判断的基準であると謂われうるにせよ、対象的事態なるものは間主観的に形成されて、「認識の主観」に対妥当する事象的・命題的事態にほかならないのであって、認識の客観的妥当性＝真理性は「質料的所与—形相的所識」「能知的誰某—能識的或者」の四肢的連関性において存立するものであり、真理性—虚偽性とは、判断成態の対象的事態に即しての共同主観的妥当性・不妥当性なのである。」 353-4P

第一段落——認識の真理性・虚偽性という価値的対立規定性は判断の次元を俟って甫めて成立すること 353-63P

(この項の問題設定)「認識の真理性・虚偽性という価値的対立規定性は判断の次元を俟って甫めて成立する。単なる知覚や単なる表象は真偽の価値的判定は「指示的对象性—述定的意味性」の成態、すなわち、判断成態に関しておこなわれる。——尤も、われわれは、いわゆる知覚やいわゆる表象と謂うフェノメノンも「現相的所与」に「意味的所識」を向妥当せしめた等値化的統一態、「質料的所与—形相的所識」成態であることを指摘し、基本的な構制においては既に「判断」と同型的な意味構造を有つことを主張する者であり、質料的所与に形相的所識を向妥当せしめる等値化的統一を語の最広義においては“判断”と呼びさえもする。そのかぎりでは、知覚や表象といえども真偽性を有つと謂えるが、しかし、それはあくまで知覚や表象が“判断”でありその“客観的妥当性”(実は「客観的妥当性」)が問題になりうる限りのことである。——」 354P

(対話①)「判断「SハPナリ(ナラズ)」は、事象ないし事態としての「SハPナリ(ナラズ)」が“客観的に”アルとき“真理”であると謂われる。時によっては、「SハPナリ(ナラズ)」という事象ないし事態が「Pナル(ナラザル)S」という相に“物”化されて、「SハPナリ(ナラズ)」という判断は「Pナル(ナラザル)S」が“客観的に”アルときに“真理”であると謂われる。爰では、しかし、“客観的に”アル(ナイ)とされる事象に即して議論を進めることにしたい。」 354-5P

(小さなポイントの但し書き)「(事象・事態の「Pナル(ナラザル)S」という相への“物”化、例えば「コレハ雪ダ」「雪ハ白イ」「雪は黒クナイ」→「雪ナルコノもの」「白イ雪」「黒クナイ雪」といった“物”化については次篇第二章第一節の論脈内で討究する。その関係で、爰では“客観的に”アル(ナイ)とされる「Pナル(ナラザル)S」という“物”に即しての真偽性の検討は姑く措く次第である。この手続を採ることがわれわれの真・偽論にとって欠陥を生じないことは次篇での行論が闡(あき)らかにするであろう。尚、いわゆる「整合説」およびプラグマティックな真理説については第三卷第一篇の論脈で討究することにして、爰では措く。)」 355P

(対話②)「偕、「SハPナリ(ナラズ)」という判断がそれと照合的に合致すると謂われる。「SハPナリ(ナラズ)」という事象ないし事態が“客観的に”アルとはいかなる謂いであるか？まず「事象」の場合から考えていこう。「コレハ何々・然々・斯々」、例えば「コレハ犬(ダ)」「コレハ走ル」「コレハ黒イ」という事象は、コレと指称される対象的与件たる基質・能相・性状が「犬」「走ル」「黒イ」と人々によって呼称される在り方をしていることを示す。人々が当該の与件を「犬」「走ル」「黒イ」という詞で呼称するのは、これらの詞の被表的意味の“特定値”が対象的に現前するからにほかなるまい。が、現前する対象性を或る詞の被表的意味＝“函数態”の“特定値”的定在として認知することは、それ以外の詞の被表的

意味との示差的区別性において劃定していることと相即し、(「犬」であって「猫」「机」「石」……ではないこと、「走ル」であって「坐ル」「歩ク」……ではないこと、「黒イ」であって「赤イ」「白イ」……ではないこと)一定の分類的位置をおこなっていることを含意する。このかぎりでは、「人々」が一定の詞で呼称するということは、当該の与件的対象性を既成の分類体系の一定の位置に定位していることと相即的である。コレハ犬(ダ)「コレハ走ル」「コレハ黒イ」が“客観的に”アルとは、当該の对象的与件たる基質・能相・性状を既成の分類体系に徴して「犬」「走ル」「黒イ」と呼称する態勢にあることの謂いである、と言えよう。このさい、人々がそう呼称するのは当該与件が“客観的に”「犬」「走ル」「黒イ」デアルからだ、と考えられ易い。すなわち、人々がそう認知・呼称するのは結果であって、その原因として“客観的に”「犬」「走ル」「黒イ」デアル事象ガアルのだ、と考えられがちである。しかしながら、「コレハ黒イ・白イ・臭(「クサ」のルビ)イ・甘イ……」といった事象を惟ってみるがよい。当該の事象が“客観的に”アルというとき、与件的対象性がいわゆる感性的性質である場合には、特定の誰彼がそう感受すると謂いでこそないが、“スタンダード”な「人々」が共通に「黒イ・白イ・臭イ・甘イ……」と覚知することが謂われているのではないか。この共同主観的な認知・呼称を離れて、“客観的に”黒イ・白イ・臭イ・甘イ……が別途に存在するわけではあるまい。“客観的に”とは“主観とは独立に”の謂いであるとされるが、主観から全く独立に「黒イ・臭イ……」といった感性的性質がアルわけではない。誰彼という個々の主観がたまたまどう感覚(錯覚)するかからは独立でも、主観一般から端的に独立ではないのである。こうして、さしあたり、「コレハ黒イ・臭イ・甘イ……」といった、性状がいわゆる感性的性質であるたぐいの事況に関しては、事況が“客観的に”アルということは「人々」が共同主観的にそう認知・呼称することの謂いにほかならないことが認められよう。「コレハ然々スル」という事件に関しては、能相然々がもつぱら感性的に認知される能相である場合には、やはり、事件が“客観的に”アルとは「人々」が共同主観的にそう認知・呼称することの謂いであることが容易に認められる筈である。慥かに日常的意識においては、“客観的に”然々スルデアルからこそ人々が共同主観的に一致して然々スルと認知・呼称するのだという具合に思念されるが、とりあえず斯々然々が感性的能知である場合について言えば、この日常的思念は顛倒しているのであって、「人々」が共同主観的に一致して然々スルと認知・呼称することから当の事件や事況が“客観的に”アルと思念されるのである。以上の議論は、しかし、とりあえず、斯々然々がいわゆる“感性的性質”の場合に限られている。これを果たして「コレハ何々・然々・斯々」という事象一般の“客観的に”アルにまで推及できるであろうか。われわれの結論はしかりである。順次議論を詰めて行こう。「コレハ斯々然々」という事況・事件が、例えば「コレハ賢イ」「コレハ大キイ」「コレハ哺乳スル」「コレハ形ヲモツ」というように、直接的な“感性的性質”ではない性状や能相を呈する場合にも、事象の与件的対象性は感性的に現前する。そして当の感性的な性状や能相が単なる感性的性質の複合以上の「賢イ」「大キイ」「哺乳スル」「形ヲモツ」という相で現識される。このさい、現与の感性的性質の“背後”にある“客観的実在”とやらが露呈するのではない。現与の感性的な性状や能相の“複合”が単なるそれ以上の意味的所識性において「賢イ」「大キイ」「哺乳スル」「形ヲモツ」として覚識されるのである。ここでは、認知・呼称に先立って事象そのものが“客観的に”

「賢イ」「大キイ」「哺乳スル」「形ヲモツ」とされるが、それは「賢イ」「大キイ」「哺乳スル」「形ヲモツ」とされるが、それは「賢イ」「大キイ」「哺乳スル」「形ヲモツ」として覚知される性状や能相、“感性的性質”のこの一種独特の現われ方が「人々」によってそのような意味の規定性で共同主観的に一致して覚知されるということ、このことの謂いにはほかなるまい。この認知的覚識にもとづいて「人々」は「賢イ」「大キイ」「哺乳スル」「形ヲモツ」「賢イ」「大キイ」「哺乳スル」「形ヲモツ」と呼称する。当の共同主観的認知を離れて「コレハ賢イ」「コレハ大キイ」「コレハ哺乳スル」「コレハ形ヲモツ」という事象ガアルわけでないことは、「賢イ」「大キイ」「哺乳スル」「形ヲモツ」ということが一定の“感性的性質”の“複合”たる感性的な性状や能相についての共同主観的に一致した感知を離れてはあり得ないということから明らかであろう。嚮の「コレハ黒イ・臭イ・甘イ・辛イ……」と同断なのであって、“客観的に”アルとはここでも共同主観的に一致して人々がそう覚知することの謂いなのである。日常的意識においては、なるほど、事象が“客観的に”「賢イ」「大キイ」「哺乳スル」「形ヲモツ」からこそ共同主観的にそう思念されるが、それは、日常的意識においては、事象が“客観的に”「黒イ・臭イ・甘イ……」から共同主観的に一致してそう感知されるのだと思念されるのと同趣であって、同様な物象化的顛倒であると言わねばならない。」 355-8P

(小さなポイントの但し書き)「賢サ」「大キサ」「哺乳」「形」といったものが独立自存するかのように思えるのは、それらが個々の誰彼がそう覚知するかどうかにかかわりなく“客観的な”意味として存立するというところに起因する。しかし、意味形象の“客観的な”存立ということは、まさにイデアールな「人々」にとって共同主観的に存立すること、そしてこの意味形象の存立性がレアールな個々人誰彼がそれを認識するかどうかから一定“独立”であること、このことの謂いにすぎない。「人々」の共同主観的一致というさいの「人々」を理念(「イデアール」のルビ)化された能識者として了解せず、レアールな人々の単なる集合とみなす場合には成る程「意味形象」は“人々”からすら独立自存する。“客観的”な或るものの相で思念されるが、しかし、共同主観的な能識者としての「人々」というのは、**後段**において手段的に立帰って論ずる通り、単なる多数者といった謂いではなく、理念化(idealisieren)された世人を意味するのである。——尚、本書では「性状」という詞と「性質」という詞とを文脈に応じて“混用”する。」 358P

(対話③)「残るところ、「コレハ何々」、例えば「コレハ犬ダ」「コレハ果物ダ」といった事実の場合は如何？ ここでもやはり“感性的性質”の或る複合的な与件が単なるそれ以上の意味的所識性において措定されており、既成の分類の整序体系への汎称のもとに、当の与件が「犬」とか「果物」とかとして認知・呼称される。人は、こうこうしかじかの徴標が“客観的に”見出されるからこそ「コレハ犬」「コレハ果物」と覚知し、そう呼称するのだと思念する。だが、こうこうしかじかの感性的徴標が“客観的に”見出されるというのは、「人々」が分類の整序体系との反照のもとにかくかくと呼称するとき徴標が現に見出されることの謂いにはほかならない。例えば、トマトを眼前にしつつ、「コレハ野菜デアル」という事実、「コレハ果物デハナイ」という事実が“客観的に”アルというとき、コレ(トマトなる対象的与件)の性質そのものをいくら精査してみても、ソレが野菜であってくだものではない所以の規定性を見出すことは困難であろう。それにもかかわらず、「コレハ野菜デ

アル」という事実、「コレハ果物デナイ」という事実が、“客観的に” 厳存するものとして普通には割切る。このさいには、当の与件を分類の整序体系に徴して「人々」が何と呼称しているかを以って、そのまま“客観的” 事実と称しているわけである。尤も、人は対象的与件において現に見出される性質を顧慮しないわけではない。まさにそれを顧慮することによって呼称の仕方を決めるのである。だが、与件において現に見出される“客観的” 規定性なるものは、基質そのものは直截には現出しない以上、帰するところ、嚮にみておいた性状や能相にほかならなるまい。(感性的に与えられる“性状”や“能相”に即して、それが単なるそれ以上の或るもの=基質として覚知される。)とすれば、当の規定性が“客観的に”アルとは、上述の如く、「人々」が共同主観的に一致してそう認知・呼称することの謂いにほかならないのである。このような“客観性”つまり“共同主観性”に即して「コレハ何々」という事実が厳存するとされるのが実情であると言えよう。」 358-9P

(対話④)「われわれは以上“客観的事象”のうち、「コレハ何々・然々・ス々デアル」という積極形のものについて少々詳しくみてきたが、そのことに負うて、「コレハ何々・然々・ス々デナイ」という消極形的事象については簡略に論決ことができる。「コレハ何々デナイ」「コレハ然々シナイ」「コレハス々シクナイ」という消極形的事実・事件・事況が“客観的に”アルとは「人々」が与件コレを当の何々然々・ス々とは認知・呼称しないことの謂いであることが容易に認められる筈である。尤も人が「コレガ何々・然々・ス々デナイのは“客観的事象”デアルというとき、分類の整序体系と反照するにさいして、与件コレにおける積極的な規定性を顧慮していることは慥かであろう。そこでの暗黙の論理構制は、コレハかくかくの積極的規定性を“客観的に”モツが故に何々・然々・ス々デハナイ、というかたちになっているとも言えよう。このかぎり、議論の焦点は、与件コレガかくかくの積極的規定性を“客観的に”モツ、ということに懸る。だが与件コレガしかじかの規定性をモツという積極的な事象が“客観的に”アルというのは、嚮にみておいた通り、結局は、「人々」が共同主観的に“一致”して認知・呼称する謂いにほかならないのである。こうして「消極的事象」が“客観的に”アルとは、詮ずるところ、「人々」の共同主観的な認知・呼称に帰趨する。(尚、客観的な基質・能相・性状というものそれ自身の何たるかについては次篇の論脈中で討究する)。」 359-60P

(対話⑤)「茲で今や「SハPナリ(ナラズ)」という事態が“客観的に”アルとはいかなる謂いであるか、事象との区別における「事態」の検討に移る段取りである。——「SハPナリ(ナラズ)」と標記されても、Sが具体的な現相的所与コレ(Sと指称されるコレ)を示している場合は、「事象」(事実・事件・事況)であって、「事態」ではない。「事態」というのは嚮に命題に即して定義しておいた通り、Sが被指的意味を指し「SなるものハPナリ(ナラズ)」という意味構制になっている場合である。ここで扱うのは「事象」から区別されるこのような被指的意味成態としての「事態」である。——「Sなるもの」というのはまさに「人々」によってSとして認知・呼称されるものの謂いであり、その「Sなるもの」ガPナリ(ナラズ)ということが“客観的に”アルというのは、既成の概念体系、既成の分類の整序体系においてSがPに下屬する(しない)ことにほかならない。ところで、SなるものがPに下屬する(しない)とは、SおよびPの“客観的”規定性に即して、両者が包摂(不包摂)の関係にアルことの謂いである。だが、Sの規定性が“客観的に”しかじかデアリ、Pの規

定性が“客観的に”かくかくデアルというのは、誰彼の個別的な主観がどう認識するかからは独立であるとはいえ、主観一般から端的に独立ではない。なるほど、日常的意識においては「SハPナリ(ナラズ)」という“客観的”事態(例えば「雪ハ白色ナリ」「犬ハ動物ナリ」「雪ハ黒色ナラズ」「犬ハ植物ナラズ」)は、認識主観がそう認識するといなどにかかわりなく、認識主観からは独立に自存するものと思念されている。慥かに、認識主観が誤って“SハPナラズ(ナリ)”と判断しようと、誰かが無知で判断を保留しようと、そのこととは“無関係に”「SハPナリ(ナラズ)」という“客観的”事態は存立する。常識的な思念では、仮令万人が誤って判断しようとも“客観的”事態は厳然として「SハPナリ(ナラズ)」デアル。“客観的”事態「SハPナリ(ナラズ)」は「人々」の共同主観的な認知からさえ独立自存する、というのが日常的思念である。この思念にはもっともなところがある。“客観的”事態は“万人”の認識から独立(“人々”の共同主観的な認知からさえ独立)と謂われているのは、「客観的とは認識主観から端的に独立の謂いなり」という既成観念の“言い換え”であると諒解できる。とはいえ、しかし、——この既成観念そのものに関する主観的な批判は次篇の論脈に譲ることにして、とりあえず表層的な次元で論断しておけば——ここに謂われている“万人”とは個別的な主観の誰彼を万人にまで推及したものにすぎまい。認識の場面で、一人や二人が誤って“SハPナラズ”と判断しようと、百人や千人がそういようと……一万人や十万人が誤って判断しようと……「SハPナリ」という“客観的”事態は厳然として存立する。が、「仮令“万人”が誤って“SハPナラズ”と認識しようとも」と言うさい、少なくとも、自分自身がそうである或る者は正しく「SハPナリ」と認識していることが暗黙裡に措定されている。それゆえ、文字通り「万人」が誤って認識しているわけではない。“正しく”認識している者が少なくとも一人は居るのでなければならない。」

360-1P

(小さなポイントの但し書き)「(さもなければ、SハPナリという事態そのものが顛から問題になりえないであろう。人は、ここで、或る時代には文字取りに万人が誤ってSハPナラズと判断している場合があること、この事例を持ち出すかもしれない。われわれに言わせれば、しかし、その時代の人々にとっては“SハPナラズ”がいわゆる“事実”なのである。或る時代にとっての“事実”が別の時代にとっては“事実”でなくなる。“客観的”事態とされるものは時代と相関的である。或る時代には「万人」によつた“SハPナラズ”とされていたところ、後代になって“正しく”SハPナリとされるようになった場面で、後代は自己の「事態体系」を前代にまで推及して、前代の人々が万人が誤っていたと称し、その万人の誤りにもかかわらず“客観的”事態は厳然としていた旨を主張するに及ぶのである。この構制を自己の時代にも適用しつつ、自己の時代を相対化することにおいて、仮令万人が誤っていようとも“客観的”事態は云々という議論が登場する次第ともなるが、そのさいにも“事態”に関する“正しき”認識者の存在という論理構制は崩れない。)」361-2P (対話⑥)「SハPナリ」という事態の“客観的”存立ということは、よしんば誤って“SハPナラズ”と判断している者が現実の人々の頭数では多数であろうとも、あるべき人々にとっては「SハPナリ」デアルこと、この旨を主張する構制において云為されるのである。このさいにも、なるほど、あるべき「人々」がそう認識するから“客観的に”「SハPナリ」なのではなく、「SハPナリ」が“客観的事態”であるからこそあるべき人々は「S

ハPナリ」と判断してしかるべきだ、という具合に思念される。しかしながら、「SハPナリ」が“客観的事態”でということ、すなわち、SとPが両者の“客観的”規定性に即して包摂の“客観的”関係にアルということ、この立言を支えるところの、SおよびPの規定性が“客観的に”かくかくしかじかデアルというという提題は、事象に即した嚮の研究の論脈で示した通り、SならびにPの規定性に関して「人々」が共同主観的に一致してそう認知・呼称する謂いにほかならず謂うところの“客観的な包摂関係”もまた共同主観的な認知を離れて自存するものではない。(因みに「雪ハ黒色ナリ」「犬ハ植物ナリ」という事態が認識主観から端的に独立して客観的に自存するか否かを考えてみるがよい。それが客観的に自存しないと言うのは、当の“事態”が共同主観的に認知されないことの謂いにほかなるまい。)“客観的に”アルとはここでも共同主観的に「人々」がそう認知することの謂いなのである。」362P

(対話⑦)「以上では行論の途中から「SハPナリ」という積極形の事態に即するかたちで議論を運んだのであるが、「SハPナラズ」という消極形の事態の“客観的”存立性についてはもはや多言を要せぬであろう。「SハPナラズ」(例えば「雪ハ黒体ナラズ」「犬ハ植物ナラズ」)という事態が“客観的に”アル(“客観的に”「SハPナラズ」デアル)とは、既成の概念体系、既成の分類整序体系に徴して、「人々」がSをPに下屬せしめないことの謂いにほかならない。」362P

(小さなポイントの但し書き)「茲で既成の分類整序体系へ参照するさい、暗黙の構制として、「Sハ〇〇デアル」、そして、「Pハ××デアル」、故にSハPナラズというかたちになっているものと思われる。この構制にあつては、「Sハ〇〇デアル」および「Pハ××デアル」という積極形の事態の“客観的”存立が、上述の如く、「人々」の共同主観的な認証に俟つ。」

363P

(対話⑧)「こうして、帰するところ、「SハPナリ」という積極形の事態の“客観的”存立も、「SハPナラズ」という消極形の事態の“客観的”存立も、「人々」の共同主観的な認証に帰向する。」363P

(対話⑨)「われわれは、以上、「事象」ならびに「事態」が“客観的に”アルとは、「SハPナリ(ナラズ)」という成態が「人々」に共同主観的に対妥当することの謂いにほかならないことを論定してきた。しかし、判断的認識の真理性・虚偽性は、日常的意識においては、“客観的”に自存する相に“物象化”されている“客観的事象”ないし“客観的事態”と判断的成態との一致・不一致に即して判定される。われわれは、この間の構制を批判的に検討しつつ、認識の真理性・虚偽性とは実際には何であるかを論決すべき課題を負うが、この課題に応えるためにも、次には一たん、謂う所の「人々」と「共同主観性」なるものの実態に眼を向け、いわゆる「認識論的主観性」の構制を彰(あき)らかにしておかねばならない。」

363P

第二段落——「認識論的主観性」の構制を彰らかにする 363-8P

(この項の問題設定)「「人々」の共同主観的な認知がいわゆる“客観性”の存立と同値であると主張するとき、われわれの謂う「人々」の共同主観性は、経験的・個別的な主観の単なる集合ではなく、いわゆる「認識論的主観性」としての性格を有つ。このかぎりではわれわれも一種の認識論的主観を立てる者ではあるが、しかし、われわれの見地では、経験的・

個別的な主観たる能知的誰某から超絶して“認識論的主観”なるものが自存するわけではない。嚮には、行文の便宜上、「人々」の共同主観的な認知・呼称という表現を辞せなかったが、実際には、「人々」なるものがレアルに在って認知したり呼称したりするのではない。理念化(「イデアリジーレン」のルビ)された「人々」への対妥当性がレアルな個別的主観によって覚識される態勢、これを便宜上「人々」による認知・呼称と言いついた次第なのであって、現実中存在するのは経験的・個別的な諸主観による認知・呼称のみである。だが、経験的・個別的な認識主観の営為が、或る脈絡において、認識主観の能作としての意義を有つ。」 363-4P

(対話①)「われわれが「人々」と誌したのは、認識主観たるがきりでの、すなわち、形相的所識契機を質料的所与契機に向妥当せしめる能作たるがきりでの諸主観が、**前篇第三章**で論究した既成のもとに、間主観的交通を通じて所識的形相を同型化していくのと相即的に、同型的に自己形成を遂げている相を理念化した能識的或者(の一定在形態)にほかならない。それが現実の人々の集合体というレアルな定在ではなく、イデアールな存立者にすぎないにもかかわらず、敢て現実の人々を連想させる「人々」という詞を用いた所以のものは、われわれの謂う「人々」が現実のレアルな人々の認識論上の在り方とも大いに関係があることに由来する。——一定の時代の一定の共同世界に属する人々は、日常的な相互的交通(「フェアケール」のルビ)というサンクショナルな場を通じて、同調性(「コンフォーミズム」のルビ)をもつ相に自己形成を遂げており、言語(「ラング」のルビ)体系を共有する相に相互形成を遂げている。その結果、人は他人達(「ひとびと」のルビ)と言語活動の在り方を同型化し、与件的所記と言語的能記との象徴的結合(「シムボレイン」のルビ)という等値化的統一の在り方をと他人達(「ひとびと」のルビ)と同型化するようになっており、あまつさえ、いわゆる“知覚の言語的被拘束性”の機制(言語的意味が知覚の場面にまで“滲透”して知覚的分節の相在を制約する機制)があるため、人は他人達と言語的・概念的な認識活動の在り方はおろか感性的・知覚的な認識活動の在り方すら同型化する傾動にあり、現に或る程度まで当の同型化が実現していると目されうる。われわれとしては、一定の共同世界に属する人々のあいだに成立しているこの同調性・同型性に定位しつつ、それを理念化して「人々」の間主観的な「同型性」を立論するのである。そして、「人々」という複数的表現が(現実の人々との関連性、共同世界に共属する他人達(「ひとびと」のルビ)との関連性を示唆するコンテクストでは便利でも)間主観的な「同型者」「単一者」を表わすうえでは不適切なかぎり「ヒト」という表現をも用いる。——間主観的に同型的な能知者たる「能識的或者」は、対象化して一つの所知の相で捉えれば、どの個別的な能知的誰某も齊しくそれであり得る“函数態的”な或るものであり、しかも、一定の時と所に定在する特定の誰彼自身ではなく、謂うなればレアルな諸主観を“超越”しているイルレアル・イデアールな或るものである。しかしながら、「能知的誰某」が単なるそれ以上の或る者としてあるイデアールな契機たる「能識的或者」は、仮令「ヒト」と呼ばれようと、対象的所知たるレアルな人物の意味的所識ではない。「ヒト」というのは、老若男女のいずれでもあり得つつしかもなお、特定の誰でもない“函数態的”な“ゲシュタルト的”存在であるとはいえ、例えば「人間」というごとき概念的・対象的な「所知」ではなく、あくまで「能知」なのであり、能知のこのイデアールな契機(能識的或者＝「ヒト」)は所知のイデア

ールな契機(意味的所識=形相的契機)と雙関的である。共同主観的な同型者たる「ヒト」=「能識的或者」は、「能知的誰某」がそれとして能知的にあるイデアールな契機なのであって、二肢的“成体”たる認識主観が質料的契機に向妥当せしめる形相的契機の“直接的な保持者”にも譬えられるべき者にほかならない。」364-5P・・・虹が何色に見えるかの文化拘束性

(対話②)「われわれは、能知的主観のイデアールな契機たる「能識的或者」=「ヒト」、この共同主観的な“同型者”を判断的認識の次元では、「判断主観一般」としての「認識論的主観」と呼ぶ。——この用語法のもとで、先にみておいた事象・事態の“客観的に”アルを規定し返せば、「判断主観一般」に対妥当的に帰属する判断成態が“客観的に”存立する事象的事態・命題的事態である。われわれは「判断主観一般」なるものを独立自存するエージェントとみなす者ではないが、以下では暫く、敢て「認識論的主観」が自立的な能作者であるかのごとき表現方式を採って議論を進めよう。——「判断主観一般」が肯定的・否定的に措定する判断成態が積極形・消極形の“客観的事象”や“客観的事態”にほかならないとするとき、この認識論的主観は対象界の存在に関して恰かも絶対権をもつかのように思われかねない。がしかし、認識論的主観は対象界の存在に関して絶対的権能を揮うるものではないということ、この点が銘記されねばならない。なるほど、認識論的主観は、それを自立的な能作者であるかのように扱うとき、判断の質料的契機に形相的契機に向妥当せしめることによって事象や事態を“客観的に”“現成”せしめると言われうるし、また、判断主観一般の判断的措定によって、「犬ハ動物デアールこと」「犬ハ節足動物デナイこと」「犬ハ植物デナイこと」「犬ハ生物デアールこと」「犬ハ無生物デハナイこと」等々の命題的事態および命題的事態の階統的秩序体系が成立すると言われうる。溯っては、判断主観一般の措定によっていわゆる概念的秩序体系が成立するとも言われうる。こうして、判断主観一般は、事象とその体系、事態とその体系、概念とその体系、命題とその体系、…おおよそあらゆる所知的世界の“形成者”であるかのように主張されうる。しかしながら、判断主観一般といえども、それが判断主観であるかぎり、「判断成態」の主語对象的契機、すなわち、質料的契機は与えられるのであって、自ら創出しうるものではない。前篇第三章でみておいたように、能知的主観は形相的所識を一定の自由度をもって質料的所与に向妥当せしめるとはいえ、この向妥当化は所与の質料的契機によっても制約されるのである。尤も、われわれの謂う「質料」はあくまで「形相」との相関規定であり、先行的措定に俟って、既に「質料—形相」成態でありうる。が、その都度の判断的措定に関して言えば、その都度の質料が「向妥当せしめられる形相」に対する先在的与件をなす。そして、この与件的質料が形相の向妥当化を一定限制約する。このゆえに、認識論的主観としての「判断主観一般」の判断的措定といえども、質料的与件に制約されるのであり、絶対的な“創出的”能作ではないのである。」365-6P

(小さなポイントの但し書き)「——このさい、しかし、次のことを併せて銘記しておかねばならない。われわれの謂う「質料」は、形相に対する“先在的”与件であるとはいっても、“裸の質料”が如実に与えられることはありえない。われわれは、アリストテレスの「第一質料」やカントの「物自体」の流儀で質料的与件を立てる者ではないし、判断主観一般の認識論的措定が「実体」的に自存する“質料”によって規制されると説く者ではない。

況んや、われわれは質料的与件による認識の被制約性ということを経験の“客観性”“客観的妥当性”の論拠とする者ではない。われわれが立論するのは、判断的次元における形相的意味契機の向妥当化はフェノメナルな世界の基底的な現出によって究極的に制約されているということまでである。」 366-7P

(対話③)「認識論的主観は、その判断的措定を質料的与件によって制約されるばかりでなく、そもそも自己の在り方そのものを歴史的・社会的・文化的に制約されている。われわれは、嚮に、一定の時代の一定の共同世界に属する人々の認識主観としての在り方が同調化・同型化しているという事実で定位しつつ、認識活動の在り方が同型化されているかぎりでの人々を理念化して「人々」と謂い、同型されている相でのイデアールな能知的主観を「ヒト」と呼び換え、この「能識的或者」としての「ヒト」を判断的認識の次元に即して「判断主観一般」と呼ぶことにしたのであった。この経緯と構制からして、認識論的主観としてわれわれの立てる「判断主観一般」の如実の在り方は人々の同型化が進捗する歴史的・社会的・文化的な制約条件によって規制される。爰に謂う「同型化」の機制ならびに「歴史的・社会的・文化的な制約」の機制については第二巻『実践的世界の存在構造』の論脈に俟たねばならないのであるが、とりあえず、われわれの謂う「判断主観一般」の在り方が歴史的・社会的・文化的な共同世界における人々の認識主観として現実的な自己形成の機制によって制約されているといふこと、このことまでは「認識論的主観」を「意味的所識」たる形相的契機との相関性のもとに「間主観性」に即して定位するわれわれの論理構制に鑑みて諒解されうるものと念う。」 367P

(対話④)「ところで、実際問題としては「判断主観一般」なる認識論的主観が判断的措定を遂行するのではなく、現実には、個別的・経験的な認識主観が自己の判断的措定を以って「理念化された人々」にも対妥当するものと信憑する。「人々」に対する対妥当性のこの信憑にあっては、個別的な判断主観が謂うなれば「判断主観一般」を僭称しつつ判断的措定を遂行する機制になっている。とすれば、「判断主観一般」への対妥当的帰属とは、その実は、個別的認識主観の単なる僭称にすぎないのではないかと。「判断主観一般」の“僭称”が一体いかにして権利づけられるのか？ この問題に答えるためにも、判断的認識の真理性・虚偽性の存立構制を主題的に検討する作業に移ることにしよう。」 367-8P

第三段落——判断的認識の真理性・虚偽性の存立構制の主題的検討 368-78P

(この項の問題設定)「判断的認識の真理性・虚偽性は、伝統的な思念においては、判断成態と“客観的事象”ないし“客観的事態”との一致・不一致によって岐かれるものとされている。われわれとしても、個々の認識主観が肯定的にであれ否定的にであれ陳述的に措定する定言的な判断成態が、積極形であれ消極形であれ“客観的”な事象や事態と、合致する場合に当の判断は真であり、合致しない場合に当の判断は偽である、という“図式”で議論を運ぶことができる。爰では、伝統的な真偽論を内在的に止揚するためにも、適宜、この“図式”にも仮託する流儀で議論を進めたいと念う。——上述の通り、われわれ自身の本来的な立場にあっては、“客観的”な事象や事態とは認識論的主観たる「判断主観一般」に対妥当する判断成態の謂いであって、判断成態と“客観的”な事象や事態との一致・不一致ということは、<三項図式>に謂う意識内容と意識対象との直接的な「主観—客観」関係ではなく、真実態においては間主観的な一致・不一致である。真実態に即すれば個別的

判断主観の提有する判断成態と「人々」つまり判断主観一般に対妥当する判断成態との間主観的な一致・不一致であるところの関係が、後者が“客観的”な事象や事態という相に物象化されているかぎり、個別的な主観の判断成態と“客観的”な事象と事態との「主観—客観」的な一致・不一致の相で覚識される。この物象化された相での覚識にも適宜仮託しようというのである。」368P

(対話①)「議論の通路として、“客観的”な事象や事態なるものについて、嚮の行論とは別の視角をも絡めつつ、規定し返す作業から始めよう。嚮に事象や事態の“客観的に”アルを「人々」に対する共同主観的な妥当性に帰趨させたさいには「犬ハ動物ナリ」「雪ハ白色ナリ」といった積極的事態ならびに「犬ハ植物ナラズ」「雪ハ黒色ナラズ」といった消極的事態を配視したとはいえ、「犬ハ植物ナリ」「雪ハ黒色ナリ」とか「犬ハ動物ナラズ」「雪ハ白色ナラズ」とかいうたぐいの“事態”は顔から無視したかたちになっていた。“客観的に”アルということが、もし初めから“真実”デアルことの別称であるとするならば、その場合には嚮の議論で済むかもしれない。しかしながら、前章第三節でも触れておいたように、学説史上、「真理自体」と並べて「虚偽自体」(Falschheit an sich)の“客観的”な存立を説く理説も存在するほどであって、「犬ハ植物ナリ」とか「犬ハ動物ナラズ」とかいうたぐいの命題的事態も“客観的に”アルかもしれないという可能性を顔から却けてかかるわけにはいかないのである。——われわれは、肯定的判断措定ならびに否定的判断措定が叙示成態に“内自化”されている積極形の事象・事態ならびに消極形の事象・事態の存立性を認める。ここまでの場面では「犬ハ植物ナリ」「雪ハ黒色ナリ」や「犬ハ動物ナラズ」「雪ハ白色ナラズ」と排却すべき謂われはない。岐かれるのは、「人々」(正しくは認識論的主観としての「判断主観一般」)に対する対妥当性を判定する場面からである。嚮には“客観的に”アルと思念されている事象や事態は、「人々」に対妥当する事象や事態である旨だけを述べたのであるが、“事象”や“事態”のうちには「人々」に対妥当しないものもある。「人々」に対妥当しないたぐいの“事象”や“事態”、例えば「犬ハ植物ナリ」や「犬ハ動物ナラズ」が普通には“客観的に”ナイと思念されている事象や事態にほかならない。われわれとしては、爰で、「人々」(認識論的主観)に対妥当する事象・事態を「真実的」な事象・事態と呼び、「人々」に対妥当しない事象・事態を「仮構的」な事象・事態と呼んで、区別することにしよう。(ここで省みれば、“客観的に”アル事象・事態とは「真実的」な事象・事態の謂いであったことになる。)われわれは、「仮構的事象」や「仮構的事態」をも顔から無視するわけにはいかないかぎり、これを勘案しつつ議論を進めなければならない。」369-70P

(対話②)「ところで、事象・事態が「人々」(「認識論的主観」としての「判断主観一般」)に「対妥当する」「対妥当しない」とはいかなる謂いであるか。「犬ハ動物ナリ」「雪ハ白色ナリ」「犬ハ植物ナラズ」「雪ハ黒色ナラズ」という事象・事態が、積極形であれ消極形であれ、「人々」に対妥当するというのは、認識論的主観を判断の当事者風に扱って言うとき、当該の叙示成態を(それが積極形であれ消極形であれ)「人々」が「シカリ！ 犬ハ動物ナリなり」「シカリ！ 犬ハ植物ナラズなり」という“日本語式”の仕方で「肯定する」ことの謂いである。「犬ハ植物ナリ」「雪ハ黒色ナリ」「犬ハ動物ナラズ」「雪ハ白色ナラズ」といった事象・事態が「人々」に対妥当しないというのは、「人々」が当該の叙示成態に関して(それが積極形であれ消極形であれ)「イナ！ 犬ハ植物ナリならず」「イナ！ 犬ハ動物ナ

ラズならず」という“日本語式”の仕方で「否定する」ことの謂いである。(日常用語的には勿論「ナリなり」は「ナリ」にとどまり、二重否定「ナラズならず」は「ナリ」に、「ナリならず」ないし「ナラズなり」は「ナラズ」になる。尚、右には“日本語式”の仕方でと断ったが、判断的肯定・否定の基本的な構成は内容的にみると「日本語式」でも「印欧語式」でも結局は同一であることは前節での行論から既に明らかであろう。百歩譲って、「日本語式」と「印欧語式」とが相違するといふのであれば、標記法は少々複雑になるにせよ、積極形の場合と消極形の場合に分けて規定すれば済む。が、ここではそれを示してみせるにも及ぶまい。) 370P

(対話③)「偖、認識論的主観に対して右の意味で「対妥当する」事象・事態、すなわち「真実的」事象・事態と、認識論的主観に「対妥当しない」「仮構的」事象・事態、これら両者の存立を一応認めるかぎり、われわれは判断的認識の真理性・虚偽性ということを単純に事象や事態との一致・不一致ということで処理するわけにはいかない。対境が「真実的」事象・事態であるときには、この対境的事象・事態が積極形であれ消極形であれ(例えば「犬ハ動物ナリ」「雪ハ黒色ナラズ」)それを“日本語式”に言って、「シカリ！」と肯定する場合が真であり、「イナ！」と否定する場合が偽である。(例えば、「シカリ！ 犬ハ動物ナリ」「シカリ！ 犬雪ハ黒色ナラズ」は真理であり、「イナ！ 犬ハ動物ナラズ」「イナ！ 雪ハ黒色ナリ」は虚偽である。)ところが、対境が「仮構的」事象・事態であるときには、それが積極形であれ消極形であれ(例えば、「犬ハ植物ナリ」「雪ハ白色ナラズ」)、“日本語式”に言って、それを「イナ！」と否定する判断が真であり、「シカリ！」と肯定する判断が偽である。(例えば、「イナ！ 犬ハ植物ナラズ」「イナ！ 雪ハ白色ナリ」は真理であり「シカリ！ 犬ハ植物ナリ」「シカリ！ 雪ハ白色ナラズ」は虚偽である。)——ここにおける真理性・虚偽性は、対境的事象・事態との“一致・不一致”とは直接に対応しないが、個別的主観の判断的陳述が認識論的主観の“判断陳述”と一致している場合が真理で一致していない場合が虚偽になっており、個別的主観の判断と認識論的主観の“判断”との一致・不一致ということと真理性・虚偽性がストレートに対応する。——要言すれば、認識論的主観に対妥当する事象・事態について、それを肯定する判断が真、それを否定する判断が偽、そして認識論的主観に対妥当しない事象・事態について、それを否定する判断が真、それを肯定する判断が偽、である。」 370-1P

(対話④)「判断的認識の真理性・虚偽性に関しては、このように、「認識論的主観」(「判断主観一般」)に対する妥当性が鍵をなす。だが、認識論的主観たる判断主観一般なる者が自立的にあつて判断成態を自己に対妥当性に帰属せしめたり帰属せしめなかつたりするわけではない。判断主観一般に「対妥当する」「対妥当しない」という認定は、実際問題としては、個別的・経験的な生身の判断主観の営為である。判断主観一般に対する妥当性・不妥当性ということは個別的な判断主観の単なる“僭称”ではないのか。それが単なる僭称ではないということがいかにして権利づけられうるか。——翻って惟うに、人が真なる判断を下そうとするさい、別段、認識論的主観とやらの“判断”と合致しようと努めたりはしない。人は、肯定的判断措定であれ、判断的“決意”を下すにあたって、判断の態勢に内在的な必然性、一種の当為(「ゾレン」のルビ)的な必然性に駆られて、しかるべく肯否の判断を下さざるをえない。これが実情ではないのか。對他者的な間主観的顧慮ははたらく

ことがあるとしても、それは所詮、副次的な参考にすぎないのではないか。慥かに、判断の当事者性は、逐一对他者的な顧慮をおこなうことなく、むしろ、客観的対境が“真実に”そうアル(ナイ)から認め(斥け)ざるをえないという覚識性において、是認さるべきことを肯定的に承認し、否認さるべきことを否定的に拒斥する、というのが心理的実情であろう。だが、“真実に”そうアル(ナイ)対境的事態とは何か？ 是認(否認)さるべき対境的事態とは何か？ それは視角を変えてみれば、“客観的に”アル(ナイ)と思念されている対境的事態、つまり、「真実的」事象・事態(「仮構的」的事象・事態)にほかなるまい。とすれば、ここで対境的事態に対する判断的態度決定と覚識されている態勢は、第三者的に反省してみれば、結局のところ、認識論的主観たる認識論的主観「人々」認識論的主観に對妥当スル(對妥当シナイ)事象や事態に対する承認的肯定(拒斥)になっており、「人々」に「對妥当スル(シナイ)」の追認になっている次第である。では、「人々」に「對妥当スル(シナイ)」の追認が、何故、是認(否認)せざるをえないという当為意識を伴うのか、「人々」に「對妥当スル(シナイ)」事態が、なぜ「是認(否認)サルベキ」対境として意識されるのか。この当為意識の由って来るところについて、正規には「当為」なるものを主題的に論放する次巻での論脈に委ねなければならないが、ここで論件先取的に言えば、それは、それは間主観的交通の場におけるサンクションに由来する。所与の対境的事象・事態に関して是認するか否認するか、これは条件反射的に謂う一定の「汎化」と「分化」を伴いつつ、サンクショナルな間主観的交通を通じて「条件づけ」られるという仕方で“傾動”を内在化されている。(これはいわゆる「深層催眠」の機制であるとも言える)。間主観的な場におけるサンクションは具体的・現実的な他者達によっておこなわれるが、社会学理論に謂う「サンクション」の当事主体は脱人称化されて変容し、一方の極ではいわゆる“超越的命令者”の相で、他方の極ではいわゆる“内なる声”の相で形象化される。ここにおいて超越化されたサンクションがいわゆる当為的拘束規制性であり、内面化されたサンクションがいわゆる当為的自発規制性である。人は、汎化と分化を伴って現識される相での所与対境(この対境が現実的には初めて与えられるものであっても「汎化」や「分化」の機制に負うて、以前に現実には与えられたものと機能的には“同一視”される)に関して「ヒト」が是認するように自らも是認し、「ヒト」が否認するように自らも否認するように「間主体的な場」でサンクショナルに「条件付け」(conditioning)を蒙っており、そのことが表層的意識においては、判断にさいしての当為的規制の覚識となって現われるのである。判断的態度決定にさいして「是認(否認)せざるをえない」というかたちで覚識される当為的必然性の意識というものは、こうして、よしんばそれが超越化されたり内面化されたりしていようとも、元来、間主体的な現実的交渉の場に根差すものであり、判断主観が是認・否認に関して“人々”ないし“ヒト”と同調化・同型化するようサンクショナルに規制されていることの投影なのである。このゆえに、判断の当事主観が所与の対境に関する是認・否認の当為的必然性に随うとき、「人々」に對妥当スル対境(つまり「真実的」事象・事態、“客観的に”アル事象・事態、是認サルベキ対境)を是認し、「人々」に對妥当シナイ対境(つまり「仮構的」事象・事態、“客観的に”ナイ事象・事態、否認サルベキ対境)を否認する結果になる。」 371-3P

(対話⑤)「判断の現実的当事者である個別的主観は、能知的誰某としての彼の個性をもっており、そのまま「ヒト」の相に同型化されてしまっているわけではない。がしかし、彼の

判断的措定が当為的に拘束されているということがゆくりなくも示しているように、彼は間主観的に同調的・同型的な相に共同主観的な自己形成を遂げて(遂げさせられて)いる。認識主観が認識主観であるのは、嚮に論定した通り、質料的契機に形相的契機を向妥当せしめる等値化的統一者であることにおいてであるが、当の形相的契機＝意味的所識契機は、前篇第三章で論じた通り、間主観的に同型的な相へと共同主観的に形成されており、形相的契機の“保有者”たるかぎりでの能知的主観のイデアールな契機を「能識的或者」呼ぶとき、この「能識的或者」はまさに「ヒト」という“同型者”になっているのである。現実の認識主観たる能知は、特個的な「能知的誰某」と普遍的“同型的”な「能識的或者」との二肢的“成態”であり、謂うなれば「ヒト」を“内在化”せしめている。従って、能知たる判断主観が判断成態を自己に帰属化・対妥当化するとき、その都度すでに、それは認識論的主観たる「ヒト」への対妥当化・帰属化を含意する。判断主観が「判断主観一般」を“僭称”するという構制は須臾(「しゅゆ」のルビ)も免れないのである。——このさい、同時に、しかし、判断主観は「能知的誰某」と「能識的或者」との不可分な二肢的二重性であることにおいて、決して純粋な能識的或者＝純粋な認識論的主観ではありえない。(この間の事情は「言語主体」の場合とアナロジカルに考えると理解し易いであろう。人は言語活動にさいして当該言語の“言語主体一般”ともいうべき ideal-speaker-listener を“僭称”しつつ言語活動をおこなう。彼はいかに個性的な言語活動を営むにせよ、それが当該「言語(「ラング」のルビ)」の言語活動であるかぎり、“同型的”な言語活動主体の埒を所詮は脱することはできない。が、同時に、彼は語彙が特に豊富であるとか、特に雄弁なレトリカーであるとか、一定の訛りを帯びているとか、まさに個性的な言語活動を営むのであって、純然たる ideal-speaker-listener の権化というわけにはいかない。)個々人の認識活動には彼固有のバイヤスがかかっており、彼の判断的措定を以って直ちにそのまま判断主観一般の措定とはみなせない。では、彼の判断的措定が「判断主観一般」＝「人々」に対妥当するというのは単なる妄念であるのか。判断の真理性・虚偽性とは単なる思念にすぎないのか。」 373-4P

(対話⑥)「現実の判断主観は、平常は、自己の下す判断の真理性・虚偽性ということを逐一意識しないとしても、反省してみると、当該の対境的事態が“客観的に”アル(ナイ)が故に肯定(否定)的に判断したのだ、ないしは、当の対境が“当為上”是認すべき(スベカラザル)ことであるが故に承認的に肯定(拒斥的に否認)したのだ、というかたちで理由づけを与えつつ、自己の判断を正当化することであろう。しかし、心理的にはこのような相で覚識される真理性(虚偽性)が、結局のところ、「人々」(つまり「認識論的主観」)への対妥当(対不妥当)の問題に帰着すること、これは嚮にみておいたところである。この態勢は、視角を変えていえば、判断主観が真・偽の価値判断(Beurteilung)をおこなうにさいして「人々」(「判断主観一般」)を僭称していることを意味する。そこで、問題は、この“僭称”が単なる僭称にすぎないかどうかである。自己の下した判断が真理であった(虚偽であった)という価値判断は、それが単なる自家認定であるかぎりでは慥かに私念(「マイネン」のルビ)たるにすぎない。しかし、さしあたり事実問題(quid facti)の次元で言えば、当の価値判断、溯っては当該の判断が、人々(当人の属する一定の時代の一定の共同世界)によって“公認”されるかどうか、人々との同調性が事実問題として成立しているかどうか、これによって真

理性・虚偽性が決まるのである。個別的判断主観に「判断主観一般」の“僭称”が「単なる僭称」であるか、それとも、僭称ならずして「正統的主張」であるか、これは共同主観的に認証されるか否かによって決まる“僭称”が人々との共同主観的同調性・同型性を現に有つとき、それは僭称ではないものとして“公認”され、それが現実には共同主観的同調性を有たないとき単なる僭称に終始する。ここにおいて、判断的認識の真理性・虚偽性は、人々の共同主観性と相対的であり、従って、歴史的・社会的・文化的に相対的であることになる。(事実問題としては、共同世界(「ミット・ヴェルト」のルビ)は——それがグローバルであるかローカルであるかはさておき——共同世界ごとに真理命題の体系、虚偽命題の体系をもつ。)」374-5P

(対話⑦)「惟えば、しかし、共同世界の人々に相対的な真理性というのは、例えば、かつての天動説というような“通用 geltend する真理”であって“妥当する gültig 真理”ではないのではないか。そもそも、人々による共同主観的“公認”というが、人々なるものが人称的発言をおこなうわけではない。現に亦、人は少数意見であることを自覚していてさえ、自己の判断の真理性(妥当する真理性 gültige Wahrheit)を主張して譲らぬではないか。慥かに、通用する真理と妥当する真理とを区別しようとするのは謂われのないことではない。全地球規模での人々に通用するということになれば、例えば、地動説など聞いたこともなく、「地球(大地)ハ静止シテオリ、太陽ガ地球ノ周リヲ廻ル」と信じている人々のほうが今日でも却って多数派かもしれないし、少々高等な“科学的真理”などともなれば、普通の人々は聞いたことさえなく、知っていて“認めている”人々の数は地球人口中ほんの一握りということになる。高等な“科学的真理”と謂われるものが通用している人々の範囲は、専門的学者集団という極く限られた“共同世界”にすぎない。ところで、或る提題が現実に通用している範囲はこのように極く限られているとしても、人はとかく、当の提題が全地球人口の規模で“妥当する”と考えたがる。真理としての“妥当性”を“通用性”から区別しようとする意思はよくわかる。このさい人は、他人たちが既に知っていて“承認済み”ということと、一定の対話的交通をおこなっていけば他人達も必ずや“承認するであろう”ということを区別する。この区別も諒解できる。そもそも「人々が是認(否認)スル」というさい、問題になっている当の提題が、嘗つて現実に是認されたり否認されたりするのを体験したことがあるかたちのそのままでなく、「汎化」や「分化」をうけたかたちのものである以上、「人々の是認(否認)」というのは記憶的体験ではなくしてもともと予科である。しかしながら、「一定の対話的交通をおこなっていけば他人達(「ひとびと」のルビ)も必ずや“承認するであろう”」という予科的確信が常に懐かれうるとは限らない。そこで、この予科的確信を抱ける範囲を“妥当する真理”ということにしても、その外部に、自分達にとってこそ通用するが他人たちにとっては頑として妥当しない“真理”の範囲が残る。それゆえ“妥当する真理”と“通用する真理”との区別が依然として存続しうる。翻って、われわれが嚮に、間主観的な“同調性”を有ち共同主観的に“公認”される真理と言ったのは、ここにいう“妥当する真理”の謂いであって、“通用している真理”の謂いではなかったのである。“通用している真理”はもとより共同世界の現実の人々と相対的であるが、“妥当する真理”もまた歴史的・社会的・文化的な共同世界の人々の現実の在り方と相対的である。(けだし、承認的予科的確信が必ず独断的に懐かれうるとは限らないので

あって、“妥当する真理”性に関わる承認的予科は、事実の問題として、現実における人々の在り方を顧慮しておこなわれる。)」 375-7P

(対話⑧)「以上の行文から既に彰(あき)らかな通り、真理が妥当する人々というのは、「人々の是認(否認)」ということが(確然的であれ実然的であれ蓋然的であれ)定言的な予科的確信であることと相即的に、実は理念化(「イデアリジーン」のルビ)された「人々」ないし「ヒト」になっている。この「人々」ないし「ヒト」は一定の歴史的・社会的・文化的な相対性の埒内で措定されるとはいえ、ともかく、この理念化された「人々」「ヒト」という「認識論的主観」に対する妥当性ということが、蓋然的であれ実然的であれ確然的であれ、判断認識の真理性(虚偽性)の基準になっている次第である。そして、“妥当する真理”なるものは、われわれの見地では、それが現実に関主観的同調性(「コンフォーミズム」のルビ)を有つかどうかという“事実性”によって“権利づけ”られるのであって、認識(真なる認識)の“権利根拠”なるものは終局的には共同主観性以外のところに求めらるべくもない。但し、認識の場面におけるこの共同主観性は、「質料的与件—形相的所識」の二肢的二重態に関わる「能知的誰某—能識的或者」の共同主観性なのであり、単に「能知」の間主観的な在り方によって規定されているのではなく、「所知」の現実的な在り方によっても規制されている。(それが生の関心の在り方によって、結局は「生活世界」の編制の在り方によって、生態系的に規制されていること、この点については[続巻]において討究する。)」 377P

(対話⑨)「ところで、真理を真理として成立せしめる間主観的な共同世界は、現実には歴史的・社会的・文化的に多層的である。そして、各々の共同世界は、専門家集団や信徒集団といった次元においてすら、それぞれ自分達の内部で通用している“真理”を以って他の共同世界にも妥当する真理であるものと信憑しがちであり、平常はこの信憑の思念の埒内にある。そのかぎりでは“真理体系”は相対的に安定しているともいえる。だが、当の思念が思念にすぎないことを時に応じて思い知らされる。“妥当する真理”は“通用”しうる真理としての実を示し、“通用する真理”に成らなければならない。——現実の動態においては、共同主観的“同型”性なるものがスタティックに厳存しているのではなく、一貫して厳存するのはさしあたり諸能知の交通的相互連関を支える間主観的存在構造だけであり、その現実的・具体的な在り方は不断に流動的である。或る位層での共同世界に通用する真理、極端な場合には、或る個人の私念する提題、これが“対話的交通”を通じて他者達にも通用する真理になっていき、共同主観的な真理の体系が動態的に形成されていく。——共同世界と共同主観性の成立をめぐる動態的現実については、しかし、[次巻『実践的世界の存在構造』]に譲らねばならない。爰では、とりあえず、「認識論的主観性」を支える間主観的=共同主観的な構制に則して「真理性(虚偽性)」の存立機制を討究することがわれわれの限定的課題であった。今暫く、真理性とそれを支える共同主観性の動態的編制は括弧に収めたまま、[次篇]においては、以上の行論では形式的な取扱いにとどめた「事象」的世界の内容に立入り、物象化された世界の基底構制を見定めておくのが次序である。このことを通じて、亦、“客観的に”“真に”アルとはいかなる謂いであるかをも把え返すことができる。」 377-8P

・白井聡『武器としての「資本論」』東洋経済新報社 2020

白井さんの本、5冊目です。白井さんはインターネットの世界でマルクスを突きだしている大学の教員で、レーニンの再評価をも突きだしています。

『資本論』の読み方は、さまざまで、入門書の類いもいくつも出ていると思うのですが、この本は「支配の構造」ということに焦点を当て、合法的盗みである搾取をいかに反抗なしにおこなっていくかを、形式的包摂—実質的包摂の概念で暴き出しています。また、資本主義の出発点である「本源的蓄積」を、イギリスを軸にして、日本における本源的蓄積の歴史をも押さえています。さらに、イギリスの食事は何故まずいのかという民衆の感覚での、資本主義の構造=矛盾を押さえていることが面白く読めました。入門書としては、それなりに面白いのですが、『資本論』の読み方の議論になると、わたしは、廣松渉さんの『資本論の哲学』とその流れのひとつたちとで共編著した『資本論を物象化論を視軸にして読む』があり、「物象化」という概念で『資本論』を押さえてきたので、そういう観点が無いので、まあ、ないものねだりのようなことなので、それはそれで、読んでいくしかないのでしょうか・・・。

もうひとつ、「本源的蓄積」論は、わたしはローザ・ルクセンブルクの「継続的本源的蓄積論」を反差別という処から読み解いていっているのですが、そこから支配の構造を読み取っています。白井さんはマルクスのなかに萌芽としてあったグローバリゼーションというところまで展開していっているのですが、その世界展開の果てに、「<帝国>中枢国」(ネグリ/ハートの概念)での内部的収奪に進まざるをえないところでの差別ということの意味をいまひとつ押さえ切れずに感じています。これもないものねだりのようなことです。更に、白井さんの「キャリア」ということを、物象化論とからめて、「労働力」ということ自体が物象化されたこととしておさえ、さらに、その能力ということ(すなわち白井さんのいう「キャリア」もその一端)もさらに「コモン(共有財)としての能力の内自(有)化」という二重の(すなわち錯分肢的)物象化として押さえています。

いずれにしても『資本論』はもっともっと深く読み取っていけるとその一端を示してくれているとても読みやすい入門書です。

目次を揚げておきます。きれいなレイアウトなのですが、ベタで打ち込みます。

目 次

はじめに 生き延びるための「武器」としての『資本論』

第1講 本書はどんな『資本論』入門なのか

『資本論』入門—どのような視角から読むのか

なぜ今、マルクスなのか

使用するテキスト

第2講 資本主義社会とは？

万物の「商品化」

マルクスによる資本制社会の定義

資本主義は続くよ、永遠に!?

資本主義はいつ始まった？

『資本論』が「商品」の分析をもって始まることの意味
生殖までもが「商品化」される
商品による「商品の生産」
「それをお金で買いますか」
「富」と「商品」の違い
物質代謝の大半が商品を通じて行われる資本主義社会

第3講 後腐れのない共同体外の原理「無縁」 商品の起源

商品はどこからやってくる？
商品交換の特徴
労働力を「売る」「買う」とは？

第4講 新自由主義が変えた人間の「魂・感性・センス」 「包摂」とは何か

「形式的包摂」と「実質的包摂」
新自由主義と終わりなき「包摂」
新自由主義が変えた人間の魂・感性・センス

第5講 失われた「後ろめたさ」「誇り」「階級意識」 魂の「包摂」

「寅さん」がわからない！
「後ろめさた」ゆえの支離滅裂
消え去る労働者階級
純然たる「消費者」となった労働者階級

第6講 「人生がつまらない」のはなぜか 魂の商品化の果ての「消費者」化

キーポイントの復習
「仕事がなくして無一文」な「自由な労働者」
教育の商品化
消えることそのものが資本の目的

第7講 すべては資本の増殖のために 「剰余価値」

機械は人間を楽にしない！
商品と労働の二重性
「資本」とは
なぜ、労働力によって剰余価値が生産できるのか？
「必要」の弾力性

第8講 イノベーションはなぜ人を幸せにしないのか 二種類の「剰余価値」

「必要労働」と「剰余労働」——生産性をめぐる「錯覚」
絶対的剰余価値——搾取するにも限界がある
相対的剰余価値と資本主義のダイナミズム
技術革新はなぜ人を幸福にしないのか

第9講 現代資本主義はどう変化してきたのか ポスト・フォードイズム
という悪夢

二〇世紀後半のフォードイズム型資本主義
二一世紀のネオリベラリズム（ポスト・フォードイズム）

ポスト・フォーダイズムという悪夢

第10講 資本主義はどのようにして始まったのか

「本源的蓄積」

江戸時代の生産統制

副産物としての「物質的豊かさ」

悪循環の行き着く先

「本源的蓄積」とは何か？

資本主義の始まる条件

「はじまりの労働者」を生んだ「囲い込み」

第11講 引きはがされる私たち

歴史上の「本源的蓄積」

日本における本源的蓄積

地租改正が生んだ「分離」

日本がいまだに抜け出せない封建制の残滓

ロシア文学に見る本源的蓄積の過程

封建制ユートピアへのノスタルジー

チェーホフ『桜の園』は「土地の商品化」の物語

本源的蓄積の過程の持続性

「空間の差異」を用いる労働力のダイビング

イノベーションで生まれる剰余価値はたかが知れている

本源的蓄積と暴力

「階級闘争」を闘ってきたのは「金持ち」だった

可能なる「階級闘争」

第12講 「みんなで豊かに」なれない時代

階級闘争の理論と現実

「階級闘争」という概念

再分配機構の逆利用——住む場所で人生が決まる!?

東京都民がかみしめるべき「さみしさ」

歴史的に敗れた戦略

「正体不明化」進む労働組合

機能しなくなった「階級闘争」の戦略

第13講 はじまったものは必ず終わる

マルクスの階級闘争の理論

『共産党宣言』における階級闘争の概念

『資本論』のどこに階級闘争があるのか？

階級闘争 vs. 構造主義

はじまったものは必ず終わる歴史的に敗れた戦略

第14講 「こんなものが食えるか！」と言えますか？

階級闘争のアリーナ

エフゲニー・バシユカーニス『法の一般理論とマルクス主義』

汝、何を食すか？

『資本論』のどこに階級闘争があるのか？

なぜイギリス料理はまずくなったのか

階級闘争のアリーナとしての感性

おわりに 付属ブックガイド

特に印象に残ったことの抜き書き、また対話をも含んだ切り抜きメモを項目だけのところもありますが、挙げて置きます。

「ですから、「こんな世の中をどうやって生き延びていったらいいのか」という知恵を『資本論』の中に探っていく、マルクスをきちんと読めば、そのヒントを得られるのだということに改めて世の中に訴えていきたい。そう思っています。」 22P

「われわれの社会においては、そういう形で物がめぐりめぐっている。そのプロセスを物質代謝といい、その大半を——この「大半」という言葉が厄介なのですが——商品の生産、流通、消費を通じて行う社会が「資本主義社会」と言えるでしょう。」 38P

階級がなくなったという言説 69P・・・階級がなくなったのではなく、グローバル化の進行の中で、矛盾が周縁国やその民衆に転化され、「中枢国」の社会変革の運動の弾圧の行きつく先で労働者階級に階級意識が一時薄れただけ。グローバル化の行きついた処で、労働者の非正規雇用化の中で、階級差別は激化してきている。「第5講」全体もその観点で読み解いていく必要

「この「大半」という言葉は曖昧で、これでは定義がしっかりしないように見えるかもしれない。明確な基準はあります。それは労働力と土地であり、マルクスはこの二つが商品化されたとき、その社会は資本制社会となったとみなすのです。」 95P

「商品を作るために投げられ、商品の価値を形成する労働を「抽象的人間労働」と呼びます。労働価値説とは、「商品の価値とは、抽象的人間労働の結晶なのだ」という考え方です。」 111P・・・物象化された相で起きていること、労働価値説自体が錯誤

「ビジネスの世界に、「PDCAサイクル」という手法がありますよね。「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Action)」を繰り返すことにより、継続的に生産性を上げていくやり方であるとされていますが、最近では「役に立たない」とか「時代遅れだ」という批判もされているようです。／私が思うに、これは特別剰余価値の獲得競争の戯画なのです。・・・」 142P

「二一世紀の今、世界は再階級化の波にさらされている。それによってさまざまな問題発生している。それは事実ですが、逆に言えば、少なくとも見かけ上、階級社会ではなくなった時代が過去にあったということです。・・・」 146P・・・見かけ上でも「階級社会ではなくなった時代」などはなかった。69Pのコメント参照。

「ポスト・フォードイズムは認知資本主義である」 152P——「認知資本主義では腕力、肉体の力、さらには忍耐力より、むしろ脳の力、知力や何かを感じたり気づいたりする感性、そういった能力が剰余力の生産にとって重要になる」 153P・・・一面的、労働の部署によって違ってくる。

9講・・・現代資本主義論

10 講・・・本源的蓄積論→206Pの「反復論」とセットで

日本における本源的蓄積 188P～・・・松方デフレの過大評価、一つのスポット封建社会のユートピア 200P・・・「支配層のユートピア」

「マルクスは本源的蓄積を「資本主義の原罪」と形容しましたが、それが一度きりで終わらせるものでなく、長期にわたって続く過程であると考えれば、むしろ**本源的蓄積は資本制社会において、反復して生じてくる出来事**と捉えた方がいいのではないか。……」206P・・・「反復」というより、**継続的本源的蓄積論**（ローザ・ルクセンブルク）——差別なしには存在できない資本主義の構造

「今の労働分配率低さに基づく格差がこれらも広がっていけば、いずれ資本家も没落することになりかねない。なぜなら、**生産した商品の買い手がどこを探してもいなくなってしまうから**です。」217P・・・資本家が没落するのは一部で、少しの資本家に集中していくことと、戦争や軍備というスペンディング経済やスクラップ・アンドビルドで消費を求めていくことも追求していく、**民衆の幸せにつながらないどころか不幸に追い込む**「政治——経済」的追求なのだと思います。

「では、どうしたら**階級闘争を再開できるのか**。」220P・・・わたし的には反差別から立て直すところだと考えています。

「本書は『資本論』の入門書ではありますが、**裏にあるテーマは「新自由主義の打倒**」です。……」222P

「しかし、ソ連の経済はやがて失速しついには崩壊します。その原因が何であったのかはさまざまな説明がありますが、やはり中央集権制的な指令経済というものに根本的に無理があったと考えられます。」231P・・・レーニン組織論批判になります。

「ヘーゲルはこの考え方（ヘーゲル弁証法の展開）を人間の歴史に当てはめました。「**歴史とは何か。それは理性と自由が実現していく過程である。しかしそれは、人間が傾斜が一定の坂道を上るようにして、着々と理性と自由を高めていくということではない。理性と自由は弁証法的な矛盾、対立、闘争を経て、徐々に実現していくのだ**」という見方です。フランス革命に震撼させられたヘーゲルは、それは人類史における理性と自由の現れであり、自由な契機である、と考えた。／マルクスはヘーゲルのこの歴史観を基本的に受けついでいます。……」246P・・・ヘーゲル弁証法とマルクスの弁証法の違いの検証が必要です。つぼみの例？

「**「社会を構造として把握する**」という方法論をここでは「**構造主義**」と呼んでみます。」253P・・・**構造主義批判が必要**

「法を作るのは国家であり、国家権力です。マルクス主義の世界観からすると、**国家とは階級の乗り物であり、階級に従属するものでした**。……」262P・・・**国家=幻想共同体論の欠落**

著者のバシユカーニスへの共鳴 263-6P・・・？マルクスを押しえていない。

「人間というものにそもそもどのくらいの価値を認めているのか。そこが労働力の価値の最初のラインなのです。そのとき、「私はスキルがないから、価値が低いです」と自分から言ってしまったら、もうおしまいです。それはネオリベラリズムの価値観に侵され、魂までもが資本に包摂された状態です。……」279P・・・冒頭に書いたように、「**能力をコモンとしてとらえる**」——「**能力を個人がもつものとして考えない**」ということからのとらえ返しでの論攷の批判と深化が必要

映像鑑賞メモ

たわしの映像鑑賞メモ 080

・バーセル・アドラー、ハムダーン・バラール、ユヴァル・アブラハム、ラヘル・シヨール監督「ノー・アザー・ランド故郷は他にない」パレスチナとノルウェーの共同製作
2025

今年のアカデミー賞の長編ドキュメンタリー賞を受賞した作品。ヨルダン川西岸地区へイスラエルが「入植」するとして、そこに住んでいるパレスチナ人を追いだしていこうとする、それに抵抗するパレスチナ人に発砲もし、死者や負傷者や拘束者も出ています。そういう状況の中でパレスチナ人のジャーナリストとイスラエルの横暴に反対するユダヤ人のジャーナリストとの交流も描いているのですが、そこに僅かな希望のようなことがあるのですが、イスラエルの軍隊だけでなく武装した入植者もあらわれ、ブルドーザーでの住居やインフラや学校の破壊場面、抵抗するパレスチナ人の抗議の叫びとデモ、そして銃撃されるシーン、その地区から離れていくひともし出ていくというところでこの映画が終わっています。「ノー・アザー・ランド故郷は他にない」というタイトルとは裏腹に、それが叫びでしか無いというパレスチナの苦悩と絶望的な状況になっていっています。

どうしてホロコーストを経験したユダヤ人がシオニズムという思想をも背景にしてイスラエル建国と称して、パレスチナ人を追い払うというようなことができるのか、まさに差別されてきた民が、差別ということ自体をなくそうとする、反差別の立場に立つのではなく、「差別されるのは嫌だ、差別する側になる」というところで、差別排外主義者として立ち現れる構図がそこにあるのです。そして何よりも問題なのは、コロニアリズムの中で、「帝国主義」の時代の欧米<帝国>中枢国が、ポストコロニアリズムの時代なのに、イスラエルのパレスチナへの「入植」を許しているのか、というこの問題の根源的問いがあるのです。ロシアのウクライナ侵攻ということでの対応と矛盾する、特にアメリカのダブルスタンダードがそこで指摘されています。そして、トランプのアメリカ大統領再選ということがこの絶望的な状況に、ウクライナ問題も含めてさらに追い打ちをかけていきそうです。イスラエル、プーチンの所業を、そしてトランプの新しい動きも含めて「帝国主義の時代に戻った」という言説がでていますが、わたしは、これは「戻った」ということではなくて、資本主義の新しい段階としてのグローバリゼーションが世界を覆う中で矛盾が蓄積され、その出口をファシズムとして立ち現れている、差別主義と国家主義—超国家主義の新しい段階に突入してきていると押さえることだと考えています。それに対抗するのは、国家主義批判と反差別主義として、国家の枠組みを超えた、すなわち反差別主義—反国家主義の民衆の国際連帯の運動が今必要になっているのだと、改めて想起しています。

(編集後記)

- ◆月二を続けています。少なくとも夏くらいまでは続けることになりそうです。
- ◆巻頭言は、実は、「臓器移植法を問い直す市民ネットワーク」で京都のALS患者囑託殺人事件を巡っての講演会があり、優生思想ともつながるこの問題で、母の介護の反省記と

リンクして書いた文です。

◆読書メモは、『存在と意味』の9回目と白井さんの本5冊目。何冊も読んでいますので白井さんにかなり共鳴していると思えるかと思うのですが、本文を読んで貰えば推察されるのでしょうか、それなりに共鳴はしているのですが、白井さんがかなり共鳴しているレーニン主義批判の脈絡もあって、「追っかけている」のです。

◆映像鑑賞メモは、誘われて久しぶりに劇場で観た映画の鑑賞メモです。高校生の頃、映画の雑誌を定期購読していて、若いときは、よく映画館のはしごやオールナイト上映などに行っていたし、コロナ禍前までは、評判になっている映画は観に行っていたのですが、このところ、運動界隈で評判になっている映画もビデオ・オンデマンドで出てくるのを俟つようになっていました。久しぶりの映画館です。

反障害—反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのことともとらえ返しながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>